

船舶所有者氏名（名称）住所（所在地）変更届（管轄内）

【手続概要】

この届出は、同一の年金事務所管内において、船舶所有者の氏名または名称を変更したときおよび船舶所有者の住所（所在地）が変わったときに、当該事実があった日から速やかに船舶所有者が行うものです。

なお、異なる年金事務所管轄に住所（所在地）変更する場合は「ケース１－４」を参照してください。

【添付書類】

以下の１．と２．それぞれの場合に応じて添付書類が必要となります。

なお、添付書類のうち、法人（商業）登記簿謄本のコピーおよび住民票のコピーは、直近の状態を確認するため、提出日から遡って 90 日以内に発行されたものをご提出いただくことになりますのでご注意ください。

１．法人の場合

法人（商業）登記簿謄本のコピー（法人登記簿謄本で証明されている住所と、届書に記載された住所が異なるときは、事実確認書類※の添付が必要となります。）

- ・登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。詳細は、「法務局オンライン申請のご案内」(https://houmukyo.ku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html)をご確認ください。

２．個人の場合

船舶所有者の住民票のコピー（住民票で証明されている住所と、届書に記載されている住所が異なるときは、事実確認書類※の添付が必要となります。また、住所のみの変更の場合については、事実確認書類※の添付があれば、住民票のコピーの添付は不要です。）

※ 事実確認書類の例

- ・公共料金の領収書のコピー
- ・クレジットカードの請求書のコピー
- ・不動産登記簿謄本のコピー
- ・賃貸借契約書のコピー
- ・事業所パンフレットのコピー
- ・新聞広告のコピー
- ・その他客観的に住所が確認できる書類

３．その他

保険料を口座振替により納付される口座が変更となる場合は、「船員保険厚生年金保険保険料口座振替納付（変更）申出書」を添付してください。

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請